

新旧対照表

○職員の扶養手当の支給に関する規則

改正後	改正前
職員の扶養手当の支給に関する規則 昭和六十一年五月三十日 人事委員会規則第十一号 改正 平成 元年 九月 八日人事委 平成 二年 九月 七日人事委 員会規則第二八号 員会規則第二五号 平成 三年 十二月 二四日人事委 平成 五年 四月 一日人事委 員会規則第三〇号 員会規則第一三三号 平成 五年 十二月 二二日人事委 平成 九年 十二月 二四日人事委 員会規則第二六号 員会規則第二八号 平成 一一年 四月 一日人事委 平成 一六年 四月 一日人事委 員会規則第二六号 員会規則第一九号 平成 一九年 三月 三〇日人事委 平成 二〇年 三月 二八日人事委 員会規則第一八号 員会規則第三五号 平成 二八年 十二月 二六日人事委 平成 三〇年 三月 三〇日人事委 員会規則第四二号 員会規則第一二二号 平成 三一年 三月 八日人事委 令和 三年 九月 二八日人事委 員会規則第四号 員会規則第一六号 職員の扶養手当の支給に関する規則 (趣旨) 第一条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号。以下「給与条例」という。）に基づき、扶養手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。 (行政職給料表の九級以上の職員に相当する職員) 第二条 給与条例第九条第一項ただし書の人事委員会規則で定める職員は、教育職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもののうち、管理職手当の支給に関する規則（昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十号）別表第一に掲げる管理職手当に係る区分が一種であるものとする。 (扶養親族の範囲) 第三条 給与条例第九条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職	職員の扶養手当の支給に関する規則 昭和六十一年五月三十日 人事委員会規則第十一号 改正 平成 元年 九月 八日人事委 平成 二年 九月 七日人事委 員会規則第二八号 員会規則第二五号 平成 三年 十二月 二四日人事委 平成 五年 四月 一日人事委 員会規則第三〇号 員会規則第一三三号 平成 五年 十二月 二二日人事委 平成 九年 十二月 二四日人事委 員会規則第二六号 員会規則第二八号 平成 一一年 四月 一日人事委 平成 一六年 四月 一日人事委 員会規則第二六号 員会規則第一九号 平成 一九年 三月 三〇日人事委 平成 二〇年 三月 二八日人事委 員会規則第一八号 員会規則第三五号 平成 二八年 十二月 二六日人事委 平成 三〇年 三月 三〇日人事委 員会規則第四二号 員会規則第一二二号 平成 三一年 三月 八日人事委 令和 三年 九月 二八日人事委 員会規則第四号 員会規則第一六号 職員の扶養手当の支給に関する規則 (趣旨) 第一条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号。以下「給与条例」という。）に基づき、扶養手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。 (行政職給料表の九級以上の職員に相当する職員) 第二条 給与条例第九条第一項ただし書の人事委員会規則で定める職員は、教育職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもののうち、管理職手当の支給に関する規則（昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十号）別表第一に掲げる管理職手当に係る区分が一種であるものとする。 (扶養親族の範囲) 第三条 給与条例第九条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職

改正後	改正前
員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。 一 職員の配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者 二 年額百三十万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者 (行政職給料表の八級の職員に相当する職員)	員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者 二 年額百三十万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者 (行政職給料表の八級の職員に相当する職員)
第四条 給与条例第九条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの 二 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの 三 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの 四 医療職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの (届出)	第四条 給与条例第九条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの 二 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの 三 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの 四 医療職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの (届出)
第五条 新たに給与条例第九条第一項の職員としての要件を具備するに至つた職員は、人事委員会が定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。 3 第一項の場合において、同項の規定による届出に係る事項を庶務事務処理システム(情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。))を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みであつて、人事委員会が定めるものをいう。以下同じ。)に入力することにより届け出たときは、職員は、第一項の規定による届出をしたものとみなす。 (認定等)	第五条 給与条例第十条第一項の規定による届出は、扶養親族届(別記第一号様式)により行うものとする。 (新設) 2 前項の場合において、同項の規定による届出に係る事項を庶務事務処理システム(情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。))を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みであつて、人事委員会が定めるものをいう。以下同じ。)に入力することにより届け出たときは、職員は、前項の規定による届出をしたものとみなす。 (認定等)
第六条 任命権者は、前条第一項に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。同条第二項に規定する場合においても、同様とする。 2 任命権者は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他	第六条 任命権者 (その委任を受けた者を含む。以下同じ。)は、前条第一項に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。 2 任命権者は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他

改正後	改正前
の扶養手当の支給に関する事項を人事委員会が定める様式の扶養手当認定簿に記載するものとする。 3 前項の場合において、第一項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を庶務事務処理システムに記録したときは、任命権者は、前項の規定による記載をしたものとみなす。 4 任命権者は、第一項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。 (支給の始期及び終期) 第七条 扶養手当の支給は、職員が新たに給与条例第九条第一項の職員としての要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項の職員としての要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第五条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。 (事後の確認) 第八条 任命権者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が給与条例第九条第二項の扶養親族としての要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第六条第四項の規定を準用する。 (補則) 第九条 この規則に定めるもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、昭和六十一年六月一日から施行する。	の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿（別記第二号様式）に記載するものとする。 3 前項の場合において、第一項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を庶務事務処理システムに記録したときは、任命権者は、前項の規定による記載をしたものとみなす。 4 任命権者は、第一項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。 (新設) (事後の確認) 第七条 任命権者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が給与条例第九条第二項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、前条第四項の規定を準用する。 (補則) 第八条 この規則に定めるもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、昭和六十一年六月一日から施行する。

改正後	改正前
(令和七年改正条例附則第六項の規定が適用される間の読替え)	(平成二十八年改正条例附則第五項から第七項までの規定が適用される間の読替え)
2 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、第二条中「給与条例第九条第一項ただし書の」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年千葉県条例第二号）附則第六項の規定により読み替えられた給与条例（以下「読替え後の給与条例」という。）第九条第一項に規定する職務の級が行政職給料表の九級以上に相当する職員として」と、第三条、第四条、第五条第一項、第七条第一項及び第八条中「給与条例」とあるのは「読替え後の給与条例」とする。 (行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員)	2 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第五条第一項中「給与条例第十条第一項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年千葉県条例第五十九号）附則第五項から第七項までの規定により読み替えられた給与条例第十条第一項」とする。 (行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員)
3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年千葉県条例第二号）附則第六項の規定により読み替えられた給与条例第九条第一項の人事委員会規則で規定する職務の級が行政職給料表の八級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、第二条及び第四条に規定する職員とする。	3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年千葉県条例第五十九号）附則第七項の規定により読み替えられた給与条例第九条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。
附 則（平成元年九月八日人事委員会規則第二十八号） この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の扶養手当の支給に関する規則の規定は、平成元年九月一日から適用する。 附 則（平成二年九月七日人事委員会規則第二十五号） この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の扶養手当の支給に関する規則の規定は、平成二年九月一日から適用する。 附 則（平成三年十二月二十四日人事委員会規則第三十号） この規則は、平成四年一月一日から施行する。 附 則（平成五年四月一日人事委員会規則第十三号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成五年十二月二十二日人事委員会規則第二十六号）	一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの 二 教育職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもののうち、管理職手当の支給に関する規則別表第一に掲げる管理職手当に係る区分が一種であるもの 三 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの 四 医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの 五 医療職給料表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの 附 則（平成元年九月八日人事委員会規則第二十八号） この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の扶養手当の支給に関する規則の規定は、平成元年九月一日から適用する。 附 則（平成二年九月七日人事委員会規則第二十五号） この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の扶養手当の支給に関する規則の規定は、平成二年九月一日から適用する。 附 則（平成三年十二月二十四日人事委員会規則第三十号） この規則は、平成四年一月一日から施行する。 附 則（平成五年四月一日人事委員会規則第十三号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成五年十二月二十二日人事委員会規則第二十六号）

改正後	改正前
(施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行前に、改正前の職員の扶養手当の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則 (平成九年十二月二十四日人事委員会規則第二十八号) (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行前に、改正前の職員の扶養手当の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則 (平成十一年四月一日人事委員会規則第二十六号) (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行前に、改正前の職員の扶養手当の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則 (平成十六年四月一日人事委員会規則第十九号) (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行前に、改正前の職員の扶養手当の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則 (平成十九年三月三十日人事委員会規則第十八号) (施行期日) 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行前に、改正前の職員の扶養手当の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調	(施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行前に、改正前の職員の扶養手当の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則 (平成九年十二月二十四日人事委員会規則第二十八号) (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行前に、改正前の職員の扶養手当の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則 (平成十一年四月一日人事委員会規則第二十六号) (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行前に、改正前の職員の扶養手当の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則 (平成十六年四月一日人事委員会規則第十九号) (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行前に、改正前の職員の扶養手当の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則 (平成十九年三月三十日人事委員会規則第十八号) (施行期日) 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行前に、改正前の職員の扶養手当の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調

改正後	改正前
整をして使用することができる。 附 則（平成二十年三月二十八日人事委員会規則第三十五号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行前に、改正前の職員の扶養手当の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成二十八年十二月二十六日人事委員会規則第四十二号） この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。 附 則（平成三十年三月三十日人事委員会規則第十二号） この規則は、平成三十年四月一日から施行する。 附 則（平成三十一年三月八日人事委員会規則第四号） この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。 附 則（令和三年九月二十八日人事委員会規則第十六号） この規則は、令和三年十月一日から施行する。 （削る。） （削る。）	整をして使用することができる。 附 則（平成二十年三月二十八日人事委員会規則第三十五号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行前に、改正前の職員の扶養手当の支給に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成二十八年十二月二十六日人事委員会規則第四十二号） この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。 附 則（平成三十年三月三十日人事委員会規則第十二号） この規則は、平成三十年四月一日から施行する。 附 則（平成三十一年三月八日人事委員会規則第四号） この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。 附 則（令和三年九月二十八日人事委員会規則第十六号） この規則は、令和三年十月一日から施行する。 別 記 第一号様式 （第五条第一項） 第二号様式 （第六条第二項）